

## 早めの準備で正しい申告

ことしも市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認のうえ、最寄りの申告会場へお越しください。会場は3月になると大変込み合いますので早めに準備をしてなるべく2月中に申告をしてください。



○勤務先から市役所に給与支払報告をする人  
 事業所得などがあつた人  
 営業・農業・その他の事業での所得や不動産・配当などの所得があつた人（所得が少ない場合や赤字の場合でも申告を）  
 給与所得者で次のいずれかに該当する人

ことしの1月1日現在市内に住んでいた人で、平成14年中に次のような所得があつた人は、市・県民税の申告をする必要があります。ただし、平成14年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書（年末調整済み）が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

**市・県民税の申告  
 受け付けは2月3日(月)から  
 3月17日(月)まで**

### 申告会場と受付日時

会場	受付日
市・県民税（農業所得を除く）	
市役所2階税務課	2月3日（月）～14日（金）
市・県民税と所得税の申告	
市役所6階中会議室	2月17日（月）～3月17日（月）
中郷公民館	2月25日（火）
八生公民館	2月26日（水）
中央公民館	2月27日（木）
公津公民館	3月 4日（火）
豊住公民館	3月 5日（水）
久住公民館	3月 6日（木）
遠山公民館	3月 7日（金）
時 間	
午前9時～正午	午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了する場合があります。
午後1時～5時	公民館の受け付けは、午後4時までです。

○給与が提出されていない人  
 ○平成14年中に退職し、ことしの1月1日現在就職していない人  
 ○公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人  
 ○公的年金などの所得以外に所得があつた人

○社会保険料控除や生命保険料控除などを受けよつとする人  
 その他  
 市内に住んでいないが、ことしの1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人  
**申告は最寄りの会場です。**  
 申告は、左表のとおり各地区の会場で受け付けします。早めに準備をして最寄りの会場で申告してください。  
 なお、2月3日(月)から14日

（金）までは、市・県民税申告農業所得を除くのみ受け付けとなりますのでご注意ください。  
**申告を忘れると・・・**  
 今回の申告は、平成15年度分の市・県民税を算出する基礎となります。申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書などの発行ができません。必ず申告をしてください。

各会場の受付で番号札をお渡ししますので順番が来るまでお待ちください。また、申告書には住所・氏名をあらかじめ記入して押印・割り印などの準備をお願いします。  
 土・日曜日、祝日は受け付けをしません。  
 くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

## 所得税の確定申告

受け付けは2月17日(月)から3月17日(月)まで

所得税の確定申告期間は2月16日から3月15日ですが、ことしは初日の2月16日が日曜日となるため、2月17日(月)から3月17日(月)までが申告の期間となります。

申告は、成田税務署と市役所のどちらでも受け付けますが、次に該当する人については、税務署でお願いします。

- 分離課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人

## 所得税の還付申告

還付申告書は、2月17日以前でも成田税務署で受け付けていますので、なるべく2月中に申告を済ませてください。また、還付申告書の「自書説明会」を下表の日程で行います。これは、申告書を自分で作成するための説明会で、当日会場で提出することもできます。

なお、下表の『広域還付申告センター』でも受け付けますので、

ご利用ください。センターに提出した申告書は、成田税務署へ送付されます。

「確定申告」については、詳しくは成田税務署(☎285151)へ。

## 自書説明会

受け付ける申告	日時	会場	対象者
所得税の還付申告	2月 6日(木)	午前9時30分 ～正午	給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人(年末調整済み)
		午後1時 ～3時30分	年金のみ、または給与と年金が両方有り、住宅借入金等特別控除以外の理由で申告する人
	2月12日(水)	午前9時30分 ～正午	給与所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み)
		午後1時 ～3時30分	年金のみ、または給与と年金が両方有り、住宅借入金等特別控除以外の理由で申告する人

午前と午後で対象者が違いますので注意してください。

## 広域還付申告センター

最寄り駅	会場名	期間	時間
東京駅	J R 東京駅 日本橋口	2月 3日(月)～14日(金)	午前 9時～午後5時
新宿駅	新宿駅西口広場 イベントコーナー	2月20日(木)～26日(水)	
立川駅	立川駅 ルミネ1階マグノリアホール	2月 4日(火)～ 7日(金)	午前10時～午後5時
横浜駅	かながわ県民センター	2月18日(火)・19日(水)	
川崎駅	川崎駅地下街アゼリア サンライト広場	2月 4日(火)・ 5日(水)	午前10時～午後4時
千葉駅	ばるるプラザ千葉7階「かえでの間」	2月 6日(木)・ 7日(金)	
松戸駅	ボックスビル8階「クリスタルホール」	2月13日(木)・14日(金)	

土・日曜日および祝日を除く。正午～午後1時は昼休みとなります。



## 市・県民税申告、所得税申告のときに必要なもの

印鑑(ゴム製のものを除く)  
給与所得者と年金所得者：源泉徴収票の原本(コピーは不可)  
事業をしている人：収入や支出が分かるもの  
医療費控除を受ける人：源泉徴収票の原本、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの  
社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除を受ける人：支払い金額の確認できるもの、または証明書  
障害者控除を受ける人：障害者手帳など  
住宅借入金等特別控除を受ける人：平成14年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、金融機関の残高証明書、登記簿謄本、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記簿謄本と売買契約書の写しも必要)など  
所得税の還付を受ける人：申告者本人の預・貯金口座への振り込みとなるのでそれらの種類や口座番号を分かるようにすること  
農業用自動車などの控除もれる人：領収書(販売証明書)。  
なお、貨物・軽トラック・バンなどの場合は車検証も必要

## 郵送でも申告できます

郵送で申告書を提出する場合は次の住所へ送付してください。

市・県民税申告  
〒286 8585 花崎町760  
成田市役所 税務課  
確定申告  
〒286 8501 加良部1  
成田税務署

## 成田税務署へはバスのご利用を

成田税務署には駐車場がありませんのでご注意ください。バスを利用する場合は、J R 成田駅西口から千葉交通バスに乗り、「税務署前」で降車してください。駅西口から徒歩でも約15分です。

